医療保険・引受基準緩和型医療保険にご加入のお客様へのお知らせ

「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」「歯周外科治療におけるバイオ・ リジェネレーション法」の先進医療からの削除(見込み)について

厚生労働省にて 2020 年度の診療報酬改定に向けた検討が行われた結果、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」および「歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法」(以下、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等)は、2020 年 4 月 1 日より「先進医療」*から削除される見込みです(2020 年 3 月末の厚生労働省告示をもって決定予定)。

当社の「医療保険」および「引受基準緩和型医療保険」は、療養を受けた時点において、厚生労働大臣の定める「先進医療」に該当するものを先進医療給付金のお支払い対象としています。そのため、「先進医療」から削除された場合、ご契約日に関わらず、2020 年 4 月 1 日以降に受ける「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等は、「医療保険」「引受基準緩和型医療保険」の給付金のお支払い対象外となりますので、ご留意ください。

※「先進医療」とは

- ●先進医療とは、公的医療保険制度に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療 ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度に定める療養や、承認取消などの理由により、先 進医療でなくなっている療養は先進医療給付金のお支払い対象外となります。
- ●評価療養とは、将来的に公的医療保険制度における保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養をいいます。
- ●先進医療を受けるには適応症などの要件があります。また、医師が必要性と合理性を認めた場合に行われます。先進医療を実施している医療機関は限定されています。最新の情報は厚生労働省のホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

保険金・給付金請求受付センター 0120-80-2608 午前9時~午後5時(土・日・祝・年末年始等の休業日を除く)